

東日本大震災 復興加速化のための第 11 次提言 における主な提言項目と対応状況等

I. 原子力事故災害被災地域	2
1 廃炉に向けた取組み	2
(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉	2
(2) ALPS 処理水の処分	2
2 帰還等の促進に向けた環境整備	7
(1) 特定復興再生拠点区域の整備	7
(2) 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化	8
(3) 帰還・移住の促進と交流・関係人口の拡大	8
3 原子力損害賠償	10
4 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構	10
5 事業・なりわい、農林水産業の再建	12
6 風評払拭・リスクコミュニケーション	15
7 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等	19
 II. 地震・津波被災地域および共通の課題	 20

I. 原子力事故災害被災地域

1 廃炉に向けた取組み

(記載は 2023 年 10 月末時点を原則)

項目	担当省庁	対応状況
東京電力福島第一原子力発電所の廃炉	経産省 文科省	○ 「中長期ロードマップ」に基づき、安全かつ着実に廃炉作業を進めている。また、地域の方々との双方向のコミュニケーションを意識し、地域住民の方々等に福島第一原子力発電所を視察いただく中で、直接疑問にお答えする座談会の取組や、地元で開催されるイベントの廃炉関連ブースへの出展等の取組を進めている。 東京電力には、緊張感を持って作業を進めるとともに、地域住民の方々等にできるだけ分かりやすく丁寧な説明を行うことなどを通じ、信頼回復に努めるよう、指導をしている。 ○ 燃料デブリの取り出しに要する技術について、技術的難易度の高い研究開発を支援するため、2022 年度補正予算で 149.1 億円を措置するなど、国内外の知見を踏まえつつ、廃炉の取組全体を俯瞰した中長期的な視点で技術的な検討を進めている。 ○ 福島イノベーション・コースト構想推進機構、福島相双復興推進機構、東京電力の 3 者で設立した「福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局」において、廃炉関連産業マッチング会や廃炉関連産業交流会等を実施し、地元企業に対する情報提供及び廃炉事業への参入促進を進めており、2022 年度末までに、放射性廃棄物の保管容器などの専門的な案件も含む計 594 件を成約した。なお、国としても「福島廃炉関連産業マッチングサポート」の活動に必要な予算を確保し、支援を行っている。 ○ 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策に係る技術的難易度の高い研究開発への支援を通じ、中長期的に廃炉を支える研究者や技術者の育成を行っている。
ALPS 処理水の処分	経産省 環境省 復興庁 農水省 観光庁 外務省 原子力規制庁	○ 2021 年 4 月に、安全性の確保と風評対策の徹底を前提に、ALPS 処理水の海洋放出を行う政府方針を決定以降、地元をはじめとした多くの方々に御理解いただくため、政府方針決定の背景や議論の経緯、ALPS 処理水の安全性や風評対策の進捗等についての情報提供を行うとともに、意見交換の機会を積極的に確保し、地元の方々等の声を伺ってきた。 具体的には、政府方針決定以降、漁業者等の地元の方々をはじめとして、安全性の確保や風評対策に関する説明や意見交換をこれまで 1500 回以上実施するとともに、テレビ CM・WEB 広告・新聞広告での情報発信も行ってきたところである。 ○ 原子力規制委員会は、東京電力から申請のあった ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請については 2022 年 7 月 22 日に、ALPS 処理水の海洋放出の運用等に

関する実施計画の変更認可申請については 2023 年 5 月 10 日に、厳正に審査した結果、認可した。同委員会において、認可した両実施計画どおりに設備が設置されているかなどについて検査を実施した。東京電力は 2023 年 8 月 24 日から ALPS 処理水の海洋放出を開始した。

- IAEA による確認については、2022 年 11 月に、IAEA 職員及び国際専門家が来日し、IAEA の安全基準に照らした IAEA 処理水安全性評価（東京電力と経済産業省に対する第 2 回レビューミッション）を実施し、IAEA は 2023 年 4 月に同レビューについての報告書を公表。また、2023 年 1 月に、IAEA 職員及び国際専門家が再度来日し、原子力規制委員会の ALPS 処理水の海洋放出に関する実施計画の変更認可申請に係る審査等について、IAEA 安全基準に照らした第 2 回規制レビューを実施し、同年 5 月に同レビューについての報告書を公表。加えて、IAEA 及び第三国研究所による ALPS 処理水・環境試料に関する分析機関間比較の取組を実施しており、IAEA は、同年 5 月に ALPS 処理水の分析機関間比較結果に関する報告書を公表。さらに、IAEA は、同年 5 月から 6 月にかけて、海洋放出前の包括報告書のとりまとめに向け、これまでのレビューを総括する包括レビューミッションを行い、同年 7 月に包括報告書を公表した。また、同年 10 月には、同年 8 月に開始された海洋放出後初となる IAEA 職員及び国際専門家によるレビューが行われた。
- 海域モニタリングについては、放出前の事前のモニタリングを 2022 年度から開始しており、分析結果を随時公表するとともに、公表用 WEB サイトにおいて、他地域や過去の数値も分かりやすく掲載している。また、2023 年 3 月に、専門家からの助言も踏まえ、総合モニタリング計画を改定し、放出開始後に新たにトリチウム濃度の速報のための分析を行うことを盛り込むなど、強化・拡充を行っており、海洋放出開始後も計画に沿ってモニタリングを実施している。今後も引き続き、客観性、透明性及び信頼性を最大限高めたモニタリングを実施していく。
- 東京電力は、トリチウム分離技術に係る公募を実施しているところであり、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術を選定してきた。これらの技術は、いずれも直ちに実用化できる段階にはないものの、秘密保持契約を締結した 10 件について、実用化に向けた課題や、その解決方法を特定するための検討を行うことなどを目的としたフィージビリティ・スタディを進めていく。引き続き、最新の技術動向を注視しつつ、実際に実用可能な技術が現れた場合には、積極的に活用することも検討していく。
- 風評影響を生じさせないよう、科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすく発信することを目的とし、ALPS 処理水の情報を分か

りやすくまとめ、疑問にお答えする WEB サイトの新設や、テレビ CM、新聞・雑誌・WEB 等での広告などの全国規模の情報発信に取り組んでいる。

さらに、トリチウムの性質や海洋放出する際のトリチウムの濃度、世界各国の原子力関連施設から安全基準を守った上でトリチウムが処分されていることなどについて詳しく解説した WEB 動画広告の発信や、モニタリングの結果をマーク形式で表示するページの発信などの取組も行っているところ、引き続き、科学的根拠に基づく正確な情報の分かりやすい発信に努めていく。

- 国際社会に対しては、在京外交団や在京外国メディア等へのブリーフィング、在外外国メディア向けの ALPS 処理水の安全性に関するオンラインブリーフィング、在京外国メディア関係者向けの福島県へのプレスツアー、海外メディアへの広告記事掲載等において、科学的根拠に基づき透明性をもって丁寧に説明を行っているところである。また、国際会議や二国間対話の場で説明・反論を行うとともに、外国政府による報道発表等において事実と異なる情報が発信された場合には、政府全体で連携し、迅速に訂正を申し入れるなどの対応も行っている。加えて、ALPS 処理水の安全性に関する資料は、経済産業省や東京電力の HP において、日本語・英語だけでなく、中国語・韓国語など多言語でも情報発信しており、今後も充実を図っていく予定である。さらに、ALPS 処理水の安全性について、IAEA によるレビューの内容や結果も含めて透明性高く情報発信を行っており、輸入規制が残る国・地域や ALPS 処理水の放出に伴い水産物等の輸入を停止した国・地域に対しても、二国会談を含む様々な機会を捉えた働きかけを行っている。
- 風評影響を抑制しつつ、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施するため、2021 年度補正予算において措置した 300 億円の「ALPS 処理水の海洋放出に伴う需要対策基金」について、ALPS 処理水に関する広報事業の実施に加え、各地の漁業協同組合連合会等の関係事業者が行う風評発生後の水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等の取組への支援を実施している。
- 東京電力は、2022 年 12 月に賠償の基本的な考え方を公表し、これを基に漁業者団体等の関係団体と賠償基準の詳細について協議を進めているところである。
- また、東京電力では、
 - ・ 2023 年 10 月 2 日から請求書の発送依頼の受付を開始
 - ・ 福島県をはじめ、全国の様々な地域に目配りした迅速かつ適切な賠償対応などを進めるため、400 名規模の ALPS 処理水影響対策チームを 2023 年 8 月に設置

	するなど、賠償の実施に向けた取組を進めている。 ○ 国としても、①地域、業種を画一的に限定しない、②統計データの分析等により、被害者の立証負担を軽減する、といった 2021 年 4 月の政府の基本方針に基づき、被害の実態に応じた必要十分な賠償が実施されるよう、東京電力を指導しているところである。 ○ 福島県及び近隣県で漁業を継続できる取組について、生産・流通・加工・消費の各段階において徹底した対策を講じるため、2021 年度補正予算・2022 年度補正予算で合計 800 億円の基金を措置したことに加え、中国等が日本産水産物の全面輸入禁止を表明したことに対して、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業として、2023 年度予備費において 207 億円の予算を措置したところである。今後も、予算確保した事業を着実に執行し、漁業者等が ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越え、事業を継続・拡大することを力強く後押ししていく。 ○ 小売関係の業界団体と経済産業省の担当部局からなる「ALPS 処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会」を 2023 年 8 月 23 日に開催し、小売業界からは、「ALPS 処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきいたい」という考え方をお示しいただいたところである。さらに、同年 8 月 24 日には、卸や小売等約 230 の団体に対して、復興庁・農林水産省・経済産業省の大臣連名で通知を発出し、海洋放出が行われたことをもって買いたたき等を行わないことや、魅力発信・消費拡大に協力いただきたいことを要請するとともに、モニタリング情報の参照先、取引に関する相談先や個別施策の問合せ先の周知、取引先や消費者からの問合せがあった場合に活用できる資料等の紹介を行った。 ○ 中小企業施策である持続化補助金において、福島県浜通り地域等の中小企業・小規模事業者の取組に対して加点措置を講じるとともに、福島相双復興推進機構において、2021 年 6 月より、浜通り地域等 15 市町村の水産仲買・加工業者等への個別訪問・支援を実施している。 ○ 「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業）」において、2022 年度までに、5 市町の商業施設の開業を支援するとともに、現在、3 市町村の商業施設の立地準備を支援している。 ○ 量販店・鮮魚専門店等を通じた被災地水産物の販売の取組や外食店を活用したフェアの開催、水産加工品情報を発信する取組を行った。また、2022 年 4 月から漁業者の確保・育成として、漁家子弟
--	--

		を含め、長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援する取組を開始したところである。 ○ 漁獲物を安定的に生産・供給するため、2022 年度より、岩手県においてはアワビを、宮城県においてはヒラメ、ホシガレイ、ナマコ及びウニを、茨城県においてはアワビ及びヒラメを、2023 年度より、岩手県においてはヒラメをそれぞれ支援対象に追加し、放流種苗の確保の取組を支援している。 ○ 2023 年度より、がんばる漁業復興支援事業の支援対象に、近隣県で収益性 10%以上の向上に取り組む漁業者及び従業員から新規に着業する者を追加した。今後も、漁業者が実施する収益性の高い操業・生産体制への転換等の取組への支援を継続する。 ○ 6次産業化へ向けた事業者間マッチング等支援事業において、大都市圏の百貨店・駅ビル等での催事・イベント等を通じて、水産加工品をはじめとする福島県の地域産品の販売、魅力発信を行った。 ○ 地域の伝統・魅力等発信支援事業において、福島県産水産品を活用した商品開発及び商品の認知度向上を図るためのイベント、SNS等を通じた情報発信等（2022 年度：5 件採択）を実施することにより、地域の水産品の魅力発信を行う取組を支援している。 ○ 福島県への国内外からの観光誘客を促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境整備、プロモーションの強化等の取組を支援している。加えて、2022 年度より、ALPS 処理水の海洋放出による風評が特に懸念される岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の市町村等において、トイレ棟のバリアフリー化の取組など、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を支援している。なお、2023 年度に3 地域の海水浴場が国際環境認証制度であるブルーフラッグ認証を取得した。 ○ 交流人口の拡大に向けては、民間事業者や専門家等による浜通り地域等 15 市町村の地域資源を活用したツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発等への支援（2022 年度：6 件採択）を実施している。加えて、地元産品等の消費喚起を図るため、来訪者を主な対象として、浜通り地域等 15 市町村の店舗において QR コード決済を活用して購入・消費をした場合に、一定のポイント還元を行うキャンペーンを 2021 年度から実施している。 ○ 「三陸・常磐もの」の消費拡大に向けた官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を 2022 年 12 月に立ち上げ、2023 年 10 月現在、1000 社を超える企業等が参加している。その取組の一環として 2023 年に実施した「三陸・常磐ウィークス」
--	--	---

		(第1弾：2～3月、第2弾：7～9月)において、合計約65万食以上を提供し、全国各地で食べていただいたところである。加えて、2023年9月には、経済産業省が経団連や日本商工会議所との意見交換会を実施する等、産業界にも国内産水産物の安全性・魅力の発信及び消費拡大に向けた取組の強化について協力を呼びかけたところである。 ○ 三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を2022年10月より実施している。これまで、首都圏の遊園地や東京ドームにおいて、三陸常磐の水産物を扱ったメニュー等の提供、水産品の販売ブース出展、ステージイベント等を実施し、三陸常磐の水産物の魅力やおいしさを発信した。 ○ 長期に亘るALPS処理水の海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業継続を実現するため、2022年度補正予算において500億円の「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援基金」を措置し、2023年3月に補助事業の公募を開始した。今後、当該基金を活用し、ALPS処理水の海洋放出によって影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む活動を支援していく。
--	--	--

2 帰還等の促進に向けた環境整備

項目	担当省庁	対応状況
特定復興再生拠点区域の整備	復興庁 内閣府 環境省 経産省	○ 特定復興再生拠点区域については、拠点計画に基づき、葛尾村と大熊町では2022年6月、双葉町は同年8月、浪江町は2023年3月、富岡町は同年4月、飯舘村については同年5月に避難指示が解除されたところである。 避難指示解除後も引き続き、除染や家屋等の解体、公的住宅・商業施設・診療所・交流施設の整備など、住民が安心して帰還でき、円滑に生活を再開・継続できる環境の整備を進めていく。 (参考) 特定復興再生拠点区域を有する自治体の人口 [実居住人口(2023年10月時点)／住基人口(2023年10月時点)] 【葛尾村】465人／1,283人 【大熊町】586人／9,982人 【双葉町】95人／5,477人 【浪江町】2,103人／15,257人 【富岡町】2,246人／11,558人 【飯舘村】1,536人／4,731人

特定復興再生拠点区域外における対応の具体化	内閣府 環境省 経産省 国交省 復興庁	○ 特定復興再生拠点区域外については、2020 年代をかけて、帰還の意向がある住民全員が帰還できるよう、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う、という基本的方針を 2021 年 8 月に決定した。 同方針を実現するため、2023 年 6 月 9 日に、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律を公布・施行し、市町村長が、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。今後、地元自治体が、当該区域の設定範囲等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定した上で、当該計画に基づき、除染やインフラ整備をはじめとする避難指示解除に向けた取組を進めていく。 なお、2023 年度の政府予算においては、大熊町及び双葉町の一部地域で先行的な除染に着手できるよう、除染予算を含めた事業費を計上しており、2023 年 9 月 29 日に、大熊町及び双葉町の先行計画をそれぞれ認定した。帰還意向調査を実施した他の自治体も含めて、2024 年度以降の本格的な除染を開始することができるよう、なるべく早期の計画の策定に向けて、地元自治体との調整を進めていく。
帰還・移住の促進と交流・関係人口の拡大	復興庁 総務省 経産省 内閣府 国交省 観光庁	○ 復興庁では、2021 年度から、福島再生加速化交付金に新設された移住・定住促進事業において、福島県及び原子力災害被災 12 市町村の自主性・創意工夫に基づく事業に対する支援を行っている。具体的には、各自治体における移住相談窓口の設置、各自治体の魅力や独自性を活かした広報活動、体験ツアーの開催等の取組に対する支援や福島県の給付する移住支援金等に対する支援等を行っている。 また、2022 年度からは、移住者による空き家を購入又は賃借する際の改修等に対する補助、民間の賃貸住宅に入居する際の家賃を低廉化するための補助を福島県及び 12 市町村が行う場合に支援するなど、移住者の住宅確保のための取組への支援を強化した。 加えて、福島県が給付する個人支援金に関して、2023 年度から、東京圏から移住した子育て世帯に移住支援金の加算を可能とするなど、移住・定住のさらなる促進を図っているところである。 ○ 復興庁では、2021 年度から実施している移住・定住促進事業に係る福島再生加速化交付金による福島県及び被災 12 市町村の取組への支援として、これまでに、被災 12 市町村で就業を希望する方々と企業のマッチングを図る取組や就業体験を実施する取組への支援、起業した方に対する個人支援（支援金の給付）を行うなど、移住して就業・起業する方々のための支援を行っている。 住まいの確保については、移住者の居住が見込まれる住宅の改修費に対する補助を行う取組や賃貸住宅家賃の低廉化を行う取組、空き家バンクへの物件の登録を促す取組等に対して支援を行っている。また、コワーキングスペースを整備する取組（2021 年度）やスタートアップ企業の誘致を図る取組（2022 年度）への支援を行う

など、民間活力の活用を図るための支援を行った。

このほかにも、被災 12 市町村それぞれの地域の魅力を活かした創意工夫による様々な取組への支援を行っているところである。

さらに、日常生活における移動手段の確保について、国土交通省では、原子力災害被災地域における、災害公営住宅を経由する幹線バス系統や応急仮設住宅と病院、公的機関等の間の移動等を確保するため、地域内バス輸送の確保を図るための支援を行っているところである。

また、復興庁では、福島県及び被災 12 市町村による移住相談窓口の設置や移住専用のホームページの開設、移住体験ツアーの実施等の取組への支援を行うことで、それぞれが持つ地域の魅力を移住希望者に発信し、移住・定住の促進を図っている。

- 地域おこし協力隊については、2023 年度から、「地域おこし協力隊受入サポートプラン」を新たに創設し、隊員の募集から任期終了後の定住までの段階に応じた、隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実等を図っている。総務省においては、引き続き、各自治体における、応募者数の増加、ミスマッチの解消等の支援に取り組んでいくとともに、地域おこし協力隊の活躍事例等について、周知を図っていく。

これに加えて、復興庁では原子力災害被災 12 市町村において、福島再生加速化交付金を活用し、地域おこし協力隊の採用活動や地元企業・団体との連携や調整などを通して隊員の活動を支援し、移住者である隊員の定住を図っている。

- 経済産業省では、交流・関係人口の拡大に向けて、民間事業者や専門家等による浜通り地域等 15 市町村の地域資源を活用したツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発等への支援（2022 年度：6 件採択）を実施している。また、2022 年 5 月に取りまとめた「交流人口拡大アクションプラン」に基づき、浜通り地域等 15 市町村のヨコ連携による広域コンテンツの創出等を目的とした広域マーケティング事業への支援を実施し、「酒・グルメ」、「スポーツ（サイクル）」等の 6 分野において、市町村間連携による取組を進めている。このほか、浜通り地域等 15 市町村に対して、情報発信等のデジタルスキルの向上を目指した研修会を実施している。

また、観光庁では、福島県における教育旅行の誘客に対して、教育旅行を含むホープツーリズムを推進するため、教育旅行関係者のモニターツアーや総合窓口の設置・運営等の取組を支援している。

さらに、経済産業省及び内閣府では、人を惹きつける強力なコンテンツである芸術・文化の活用について、「福島浜通り映像・芸術文化プロジェクト」を推進し、地域住民が芸術文化に触れることを通じた地域の創造性及び活力向上、地域外からの芸術家の来訪及び創作活動を通じた地域の新たな魅力の創出、芸術文化による地域発信を通じた交流人口の拡大等を通じ、活力ある地域社会の維持・発展

に取り組んでいる。

3 原子力損害賠償

項目	担当省庁	対応状況
原子力損害賠償	経産省 文科省	○ 円滑な賠償の実施に向けては、原子力損害賠償紛争審査会において被災地の実態を把握するとともに、東京電力の賠償状況をフォローアップしている。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて被害の実態に応じた和解の仲介を実施し、2023 年 6 月末までの速報値として、申立件数の約 8 割の 22,547 件の和解が成立しているほか、関係省庁等が連携して事故被害者へ賠償請求を促す広報を行っている。なお、東京電力は、2023 年 8 月末までに総額約 10 兆 8,243 億円の損害賠償を支払っている。 ○ 2022 年 3 月に 7 つの集団訴訟で東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会は、専門委員による各高裁判決の詳細な調査・分析や現地視察での自治体や住民との意見交換を踏まえ、2022 年 12 月に中間指針第五次追補を策定した。また、第五次追補の策定を受け、文部科学大臣から東京電力の社長に対し、第五次追補の趣旨を踏まえた、迅速、公平かつ適正な賠償の実施について要請した。 加えて、第五次追補を踏まえた与党からの政府・東京電力に対する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補の策定に係る申し入れ」を踏まえ、経済産業省から東京電力に指導を行い、これを受け、東京電力は、第五次追補において賠償対象地域とならなかった福島県県南地域及び宮城県丸森町に対して賠償を行うこととした。これらを踏まえ、東京電力は 2023 年 3 月 27 日に具体的な賠償基準を公表し、同年 4 月 10 日から受付を開始したところである。東京電力は、第五次追補等を踏まえた追加賠償として、2023 年 10 月 25 日時点で約 46.4 万人に対し約 1,150 億円の損害賠償を支払っている。

4 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構

項目	担当省庁	対応状況
創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構	復興庁 経産省 農水省 環境省 文科省 厚労省	○ 2023 年 4 月 1 日に福島国際研究教育機構（以下「エフレイ」という。）を設立するとともに、2023 年度から 2029 年度までの 7 年間の中期目標を主務大臣より指示した。同年同日には、岸田総理や関係者の出席のもと、浪江町のエフレイ本部において開所式を開催した。 また、中期目標に基づきエフレイが策定した中期計画については、同年 4 月 7 日、主務大臣が認可するとともに、2023 年度の年度計画については同年 4 月 28 日にエフレイから届出・公表された。

- 個別の内容については、以下のとおり取り組んでいるところである。
- ① エフレイが、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進めるため、2022年12月、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」の開催を復興推進会議において決定し、2023年3月に第1回の関係閣僚会議を開催した。また、財政基盤の構築については、中期計画において7年間で1,000億円程度の事業規模を想定している。
 - ② ・設立に際して、理事長のリーダーシップを支え、エフレイの運営を担う体制として、研究開発等の見識や経験が豊富な理事2名、監事2名に加え、執行役2名を任命したほか、あわせて60名規模の役職員体制を構築した。また、国際的にも活躍する科学者・実業家等から、国際アドバイザー、アドバイザー及び理事長特別顧問を委嘱し、国際的なネットワークの形成やエフレイの事業運営全般にわたる専門的な助言が得られる体制を構築した。さらに、専門的かつ広範囲に及ぶ研究開発を戦略的に推進するため、各分野の専門的知見を有する外部の研究者に、分野長・副分野長に就任いただいたところ。
 - ・研究者にとって魅力的な研究開発環境の整備については、「新産業創出等研究開発基本計画」において、関係機関と連携した施設・設備等の研究環境の整備に加え、成果や能力に応じた柔軟な処遇の設定、クロスアポイントメント制度や組織的な人材交流の活用、先例にとられない若手や女性の積極的な登用、実地に即した規制緩和の推進などに取り組むこととしている。
 - ・周辺環境の整備については、2022年度に、福島県と連携して、浜通り地域等の現状・課題等を確認するための基礎的調査を先行的に実施したところである。調査結果等を踏まえ、2023年度からは、民間の最先端の知見や技術、ノウハウを活用しながら、官民共創型で生活環境改善のための実証事業に取り組むプログラムとして、「浜通り復興リビングラボ」を実施している。今後も引き続き福島県や市町村が取り組むまちづくりと緊密に連携して取り組んでいく。
 - ③ ・エフレイと経済界との連携を促進するため、2022年10月、経団連が開催する「福島国際研究教育機構と経済界の連携に向けた懇談会」に復興大臣とエフレイ理事長予定者が出席し、会長ほか経団連幹部と産学連携体制の構築に向けた意見交換を行った。
 - ・ICRU（国際放射線単位測定委員会）年次総会のいわき市での開催に合わせ、2023年4月15日に「福島国際研究教育機構設立

		記念シンポジウム」を、同年４月１９日に「ICRU 国際シンポジウム」を開催し、国内外にエフレイの設立と今後の取組等をアピールした。 ・既存施設等の取組に横串を刺す司令塔機能をエフレイが発揮するため、福島復興再生特別措置法第 109 条に基づき、35 の関係機関等を構成員とした「新産業創出等研究開発協議会」を発足させ、2023 年５月 10 日、第 1 回総会を開催した。 ・同協議会のもと、研究開発等ワーキンググループを設置した。今後、大学等の研究機関だけでなく、企業等の研究者にも参画いただき、研究開発、産業化、人材育成に関する具体的な連携・調整を行うこととしている。 ・また、同協議会のもと、広域連携ワーキンググループを設置し、浜通り地域等の 15 市町村を中心とした様々な形でのパートナーシップによる連携等を進めることとしており、2023 年 9 月 27 日に第 1 回会議を開催した。 ・さらに、2023 年度中に 15 市町村ごとに「市町村座談会」を開催し、各市町村のニーズやシーズを汲み取ることとしている。 ・地域の未来を担う若者世代を対象とした人材育成として、2023 年度については、福島大学、相馬高校など福島県内の 15 校において、理事長等エフレイのトップ陣によるセミナーを開催する。 ・エフレイは中期計画において、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業、市町村等との効果的な広域連携を進めることとしており、2023 年 10 月 31 日現在、福島高専、福島県立医科大学、いわき市、福島大学、浪江町、会津大学、南相馬市と MOU（基本合意）を締結している。
--	--	---

5 事業・なりわい、農林水産業の再建

項目	担当省庁	対応状況
事業・なりわい、 農林水産業の 再建	経産省 復興庁 農水省 国交省 環境省	○ 「中小・小規模事業者の事業再開等支援事業」において、2021 年度から特定復興再生拠点区域等での事業再開に対して、補助率・補助上限額の引上げを実施し、2023 年 9 月までに 1,291 件を採択した。また、「創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業」において、2022 年度から特定復興再生拠点区域等での創業に対して、補助率・補助上限額の引上げを実施し、2023 年 7 月までに 145 件を採択した。加えて、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業」において、2023 年度までに 179 件の事業を採択し、1,758 人の新規地元雇用を創出するとともに、福島相双復興推進機構は、2023 年 9 月までに約 5,800 事業者への個別訪問を行い、人材確保や販路開拓等の支援を実施しているところである。 ○ 地域復興実用化開発等促進事業（イノベ実用化補助金）において、2023 年度より、スタートアップへの優遇（スタートアップへの加

点措置、大企業の補助率引き下げ）を実施した。また、福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業において、福島ロボットテストフィールドの運営や、福島イノベーション・コースト構想推進機構等が行う各種プロジェクトを補助するとともに、福島ロボットテストフィールドの拠点間を活用したドローン等の広域飛行試験ルートの整備に向けた検討（2023 年 8 月に約 50 キロメートルの長距離飛行試験を実施）や、牧草地帯等の未利用地を活用した広域試験飛行エリアの整備を実施した。さらに、浜通り地域等において新たに起業・創業を目指す者に対するハンズオン支援等を行う支援プログラムである「Fukushima Tech Create」を継続して実施し、起業や新しい事業の立ち上げに対する支援を行っている。

○ エフレイにおいては、福島の優位性が発揮できる「①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の 5 分野の研究に取り組むこととしており、まずは外部委託を中心に、2023 年度中から研究開発事業を早期に立ち上げて取り組むこととしているところ。また、ベンチャー支援を含めた産業集積の形成に向けた取組、実証・実装フィールドの整備や、復興まちづくりにおける最先端技術の活用、地元の大学、高等専門学校等の教育機関や自治体等との連携について、政府一丸となって検討を進めているところである。

○ 「福島新エネ社会構想」（2021 年 2 月改定）の実現に向け、

①水素については、世界有数規模の水電解装置を用いた福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）での実証及び FH2R を核とした水素の本格的な社会実装に向け、2026 年度からの本格的な水素供給開始を目指した議論の加速、水素ステーション整備支援（2022 年度末までに 6 カ所整備済）、燃料電池小型トラックの実証や工場で水素を活用した熱需要の脱炭素化に向けた実証、FH2R で製造した水素の貯蔵・運搬・利活用など地域水素サプライチェーン構築に向けた実証

②カーボンニュートラルポート形成の推進については、小名浜港港湾脱炭素化推進計画の作成に対する補助や、同計画の作成等に向けて開催される官民連携の「小名浜港港湾脱炭素化推進協議会」への参画等の支援

③再生可能エネルギーのさらなる導入拡大については、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入量拡大に向けた送電線の増強等や、再エネ関連産業拠点の創出・福島再生可能エネルギー研究所（FREA）における研究開発拠点機能の強化、自立・分散型エネルギーシステムの導入支援

等の取組を実施するとともに、再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議では、「再エネアクションプラン」（2023 年 4 月 4 日決定）及び「水素基本戦略（改定）」（2023 年 6 月 6 日決定）において、「福

島新エネ社会構想」に基づく再生可能エネルギーや水素の導入拡大に向けて、関係府省庁が連携して取組を加速することを明記した。また、2023年7月12日に福島新エネ社会構想実現会議を開催し、「福島新エネ社会構想加速化プラン」をとりまとめた。

- 原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、2022年度末時点で、前年度から645ha増加し、8,015haとなっている。

農地の大区画化や利用集積を加速化するため、2021年4月施行の改正福島復興再生特別措置法により、市町村に代わって福島県が農地集積の計画を作成・公告できるよう措置された。2022年度末時点で、6市町村で38件の計画が作成・公告され、約790haの農地が集積されたところである。

2022年度、被災12市町村では、農業用機械・施設の導入支援等を活用し、46名が新規就農したほか、いわき市の事業者が熊本県の生産者と共同で、2022年5月から大熊町でショウガの栽培を開始し、同年9月に事務所を設置するなど、外部からの新たな担い手の参入も続いている。また、福島相双復興官民合同チームにより、茨城県の農業法人等に対する誘致活動・個別相談が実施された。

広域的に生産、加工等が一体となって付加価値を高めていく産地の支援としては、2022年7月に、かんしょの産地化に向けた高品質苗の供給施設を整備した。そのほか、パックご飯などの加工施設等の整備や、これら施設に供給する農産物の産地づくりを推進している。

- 福島の森林・林業の再生に向け、2016年3月に復興庁・農林水産省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」及び2021年3月に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興の基本方針」という。）に基づき、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策（「ふくしま森林再生事業」）を44市町村で実施するとともに、「里山再生事業」については、2023年10月までに10地区を選定し、取組を進めている。

原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けては、きのこ栽培用の生産資材や放射性物質の測定機器の導入等への支援を実施している。このほか、出荷制限区域であっても非破壊検査機器の活用により安全性が確認されたきのこ・山菜類等において、2021年3月にはまつたけ、2022年3月には皮付きたけのこ、2023年3月にはなめこ、ならたけ、むきたけについて、宮城県・福島県の一部区域において出荷可能となったところである。引き続き、関係省庁が連携し、その他のきのこ・山菜類への適用拡大に向けた取組を進めることとしている。

また、しいたけ原木等生産のための広葉樹林について伐採・更新による循環利用が図られるよう、「里山・広葉樹林再生プロジェクト

		ト」を 2021 年度から立ち上げ、市町村、森林組合等地域の関係者と連携して、しいたけ原木林の再生プランを作成し、2022 年度から再生プランに基づく伐採を開始している。 さらに、木材産業の再生に向けては、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析、製材工場やチップ工場への放射性物質測定装置の設置、バーク（樹皮）等の処理経費等の立替支援や有効利用の推進を行っている。 ○ 2022 年 4 月から、漁業者の確保・育成として、漁家子弟を含め、長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援する取組を開始したところである。 また、がんばる漁業復興支援事業により、2023 年 1 月から沿岸漁業の小型漁船、同年 9 月からは沖合底びき網漁船等を対象に、水揚量を震災前の 5 割以上に回復させる取組を行っている。引き続き、福島県の漁業者が実施する生産量の回復等の取組等を支援していく。 中小企業施策である持続化補助金においては、福島県浜通り地域等の中小企業・小規模事業者の取組に対して加点措置を講じるとともに、福島相双復興推進機構は、2021 年 6 月より浜通り地域等 15 市町村の水産仲買・加工業者等への個別訪問・支援を実施している。さらに、6 次産業化へ向けた事業者間マッチング等支援事業において、大都市圏の百貨店・駅ビル等での催事・イベント等を通じて、水産加工品をはじめとする福島県の地域産品の販売、魅力発信を行ったところである。 なお、福島県における水産物の販路回復・消費拡大対策としては、 ・大型量販店で福島県産水産物の常設棚での販売の取組の支援 ・水産エコラベルの取得支援、加工原料を確保するため遠隔地からの原料輸送費の支援 ・福島県産水産物の安全性に係る情報とあわせて産地・レシピ紹介等の魅力を発信する取組等の支援 ・福島県内の水産消費地市場において、福島県水産物の取扱拡大のための取組に対する支援 等を行った。
--	--	---

6 風評払拭・リスクコミュニケーション

項目	担当省庁	対応状況
風評払拭・リスクコミュニケーション	復興庁 外務省 農水省 厚労省 内閣府 消費者庁 文科省	○ 2017 年 12 月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」及び 2021 年 8 月に取りまとめた「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信パッケージ」に基づき、国内外に向けた情報発信等の風評対策を実施した。具体的には、例えば、以下の取組を新たに実施。 （国内向け） ・動画「ALPS 処理水について知ってほしい 3 つのこと」を公開し、

		プッシュ型広告を実施。 ・インフルエンサーが福島県産農産物等の魅力と安全性等について発信する動画を YouTube で配信（16 動画）（2021 年 8 月～）。 ・福島第一原子力発電所事故による放射線の健康影響についての国連機関 UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の発表を有識者が解説する動画「放射線の健康影響に関する情報アップデート」を公開し、プッシュ型広告を実施（2021 年 12 月～）。 ・首都圏からの参加者を含む親子に、福島の海の魅力を体感してもらう釣りイベントを福島県相馬市で開催（2023 年 10 月）。（海外向け） ・海外紙（欧米紙、米国紙、香港紙、台湾紙）に復興の現状、廃炉（ALPS 処理水を含む）、福島の食・観光の魅力に関する記事を掲載し、プッシュ型広告を実施（2022 年 2 月～）。 ・復興の現状、廃炉（ALPS 処理水を含む）、福島の食・観光の魅力に関する YouTube 動画（英、韓、中（繁・簡）、インドネシア、ベトナム、タイ、西、仏）を公開し、プッシュ型広告を実施（2022 年 8 月～）。 ・インフルエンサー、メディアを含む韓国人を招へいし、福島県内の復興の進捗や食・観光の魅力を体感できる各地を訪問するモニターツアーを実施（2022 年 11 月）。 ・欧州放送局（EuroNews）において、復興や ALPS 処理水の処分を含む廃炉等をテーマとして外国人、日本人のパネリストが議論し、一般視聴者の質問等に答えるオンラインイベント（英語）を開催（2022 年 12 月）。 ・ALPS 処理水の安全性等について、科学雑誌（New Scientist）に寄稿（2023 年 2 月）。 なお、ALPS 処理水の放出直後には、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、復興大臣から関係省庁に対して、風評対策について関係省庁が一丸となって取り組んでいくよう指示した。 また、原発事故に伴う日本産食品等に対する輸入規制に関して、二国間・国際会議等を含めあらゆる外交機会を活用し、総理陣頭指揮の下、関係閣僚等で連携し、科学的根拠に基づき、輸入規制維持国・地域に対し撤廃の働きかけを行ったところである。その結果、2023 年 8 月に EU 及び EFTA 加盟国（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）が輸入規制を撤廃し、同年 10 月 16 日時点で、輸入規制を維持するのは中国、韓国、ロシア等の 7 の国・地域のみとなった。 一方、ALPS 処理水の放出に伴い、2023 年 8 月、中国が日本産水産物の全面的な一時輸入停止を行ったほか、香港及びマカオが 10 都県産水産物等の輸入を停止。中国等が従来の原発事故に伴う輸入規制に加えて今般さらに規制を強化したことに関しては、様々な機
--	--	---

		会を通じて、科学的根拠のない輸入規制措置の即時撤廃を強く求めているところである。 ○ 2022 年度福島県産農産物等流通実態調査を実施し、福島県産農産物等の販売不振等の実態と要因を明らかにするため、同県産農産物等の生産・流通・販売段階の実態を調査した。また、当該調査結果に基づき、卸売業者・仲卸業者・小売業者等に対して協力要請通知を発出した。 さらに、2023 年 2 月に、流通業界誌において、卸売・小売関係者及び消費者による「常磐もの」の消費拡大と風評払拭に関する対談記事を掲載した。 また、2022 年 10 月より「持続可能な復興広報を考える検討会議」を開催し、有識者の提案・助言や関係省庁における当該提案等の反映状況等を報告書としてとりまとめ、2023 年 3 月に公表した。 ○ 国内外において、量販店等での販売コーナーの設置、フェア・商談会の開催、オンラインストアの活用、バイヤーツアーの実施等によるブランド化等を支援した。 また、地域情報発信交付金により、福島県及び同県市町村が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を引き続き支援したところである。 ○ 厚生労働科学研究において、風評払拭・リスクコミュニケーションを推進する観点を踏まえ、科学的・合理的な見地から、現行の基準値を算定した際の年間摂取量・占有率・実効線量係数の決定経緯、設定根拠等について、その妥当性の検証を進めている。また、基準値等への理解促進に向けて以下の取組を実施した。 ○ 消費者庁においては、関係府省庁、地方自治体、消費者団体等と連携し、以下の取組を含む意見交換会等を 140 回開催（2011 年度から 2022 年度末まで累計 1,291 回開催）。 ・消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の連携により、2022 年度に 6 回の意見交換会を開催（2011 年度から 2022 年度末まで累計 79 回開催）した。テーマは「食品中の放射性物質のこれからを考える」とし、産業医科大学、立命館大学、東京農業大学及び東日本国際大学の 4 大学の学生を対象に、また、東京都及び大阪府においては一般消費者を対象に開催した。 ・消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の連携により、親子で一緒に楽しく学べるイベントを 2022 年度に 2 回開催（2016 年度から 2022 年度末まで累計 17 回開催）し、オンライン授業や特設ステージでの公演、会場内でチェックポイントをまわるクイズラリーを実施した。 ・消費者庁、食品安全委員会、復興庁、農林水産省、経済産業省の
--	--	---

		連携により、被災地（主に福島県、宮城県、岩手県、茨城県）の食品の安全性や魅力等に係る情報提供イベントを2022年度に2回開催した。 ・福島県との共催による「『ふくしまの今を語る人』県外派遣事業」、「食と放射能に関する説明会」、「首都圏等消費者交流事業（オンラインツアー及びモニターツアー）」、「関西圏等消費者交流事業（オンラインツアー）」等を通して、放射性物質に関する正確な情報発信を実施した。 ○ 消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能 Q&A」を2022年7月に改訂（第16版）し、消費者庁HPで公開するとともに、累計約94万部配布（福島県内では全戸配布）した。また、「食品と放射能 Q&A」を基に、ポイントを整理しハンディタイプにまとめたパンフレット「食品と放射能 Q&A ミニ」を2022年7月に改訂（第8版）し、消費者庁HPで公開するとともに、累計約16万部を配布した。 ○ 消費者庁HPにおいて、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出と日本の食品の安全性について、多言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字・広東語）及び韓国語）による河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）のメッセージを掲載するとともに、YouTubeにて動画を配信した。 ○ 食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの企画立案、関係各府省庁が実施する風評影響の抑制対策及び消費者理解の増進に関する取組に役立てることを目的として、風評に関する消費者意識の実態調査を実施した。 ○ 全国の小・中・高等学校等に対して、放射線副読本の活用促進について周知することで放射線教育の一層の充実を図った。また、放射線に関する教育の支援として、2022年度には引き続き、教職員等を対象とした放射線に関する研修や児童生徒等を対象とした放射線に関する出前授業を実施した。さらに、研修や出前授業を行う際にも放射線副読本を活用することで放射線に関する基礎的な知識の教育や啓発を行った。 また、児童・生徒向けの教育動画（「原子力災害からの復興と風評の払拭に向けて」及び「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉とALPS処理水の海洋放出」）を2023年4月に作成し、公開した。
--	--	--

7 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等

項目	担当省庁	対応状況
中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等	環境省	○ 中間貯蔵施設事業について、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入(※)や、これらの受入・分別や貯蔵等を行うなど、事業を安全かつ着実に進めている。 (※) 帰還困難区域を含む除去土壌等の累計搬入量は、約1,362万m^3(2023年9月末時点)。うち、特定復興再生拠点区域由来の搬入量は、約126万m^3(2023年8月末時点)。 また、2023年3月には、「2023年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表した。その中で、安全第一に、地域の理解を得ながら、また、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう事業を実施することや、安全な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や、施設を安全に稼働することなどの方針を示したところである。 ○ 2016年に示した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業や、理解醸成のための取組等を関係省庁と連携して実施した。 除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業については、飯舘村長泥地区において、除去土壌を再生資材化し、農地造成や水田試験等を行うといった再生利用の実証事業を実施した。農地造成については、2021年4月に着手した除去土壌を用いた盛土が、2022年度末までに概ね完了し、水田試験については、水田に求められる機能を概ね満たすことを確認した。また、道路整備での再生利用について検討するため、2022年10月から中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業を実施している。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果から、再生利用を安全に実施できることを確認している。さらに、福島県外においても実証事業を実施すべく、関係機関等との調整を開始したところである。 減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動については、2022年度も全国各地で対話フォーラムを計4回開催し、2023年度は8月に東京で開催した。さらに、一般の方向けに飯舘村長泥地区の現地見学会を開催したほか、大学生や高校生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、次世代に対する理解醸成活動も実施した。また、2022年度から、福島県の除去土壌を利用した鉢植えについて、関係省庁等への設置を拡大したところである。 なお、除去土壌の再生利用・最終処分等に係る環境省の取組について、科学的な見地から国際的な評価を得ることで、国民の理解醸成につなげていくため、「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関(IAEA)専門家会合」について、第1回を2023年5月に、第2回を同年10月に開催した。 ○ 福島県内の指定廃棄物等の処理については、安全を第一に特定廃

		棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）への搬入を進めており、2023 年 9 月末までに計 293,165 袋の埋立処分を実施した。さらに、特定復興再生拠点区域の整備事業から生じる特定廃棄物等を処理するクリーンセンターふたばについては、2023 年 6 月に特定廃棄物の搬入を開始し、2023 年 9 月末までに計 2,252 袋の埋立処分を実施した。 また、福島県外の指定廃棄物の処理については、栃木県において、指定廃棄物の保管農家の負担軽減のための市町単位での暫定集約の方針に基づき、現在、県・保管市町と取組を進めており、2022 年 9 月に日光市、2023 年 3 月に那須塩原市において暫定保管場所への集約が完了し、2023 年 10 月時点で大田原市、那須町において集約に向けた準備を進めている。また、基準値以下の農林業系廃棄物については、宮城県等において、処理加速化事業により、焼却処理等を順次実施している。
--	--	--

Ⅱ. 地震・津波被災地域および共通の課題

項目	担当省庁	対応状況
地震・津波被災地域および共通の課題	復興庁 経産省 農水省 内閣官房 国交省 観光庁	○ 土地区画整理事業により造成した宅地や防災集団移転促進事業による移転元地等の活用促進に向け、2021 年度から土地活用に関するワンストップ窓口を設置するとともに、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話・サポートを行う土地活用ハンズオン支援の取組を開始した。2022 年度までに、被災 3 県で造成地 6 件、移転元地 10 件の復興庁直轄調査を実施し、被災自治体等と約 140 回にわたる対話を通じて、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定、持続可能な仕組みづくりといった取組を即地的に支援した。引き続き、被災自治体の土地活用の取組を後押しし、地域の主体的な取組の定着を図っていく。 ○ 被災者に対して生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行うため、被災者支援総合交付金により、被災地方公共団体の取組に対する支援を行っている。 また、復興の基本方針に基づき、 ・災害公営住宅等における自治会の設立支援や交流会の開催などのコミュニティ形成支援 ・子どもを含む被災者の心身のケア ・人と人とのつながりを作り、被災者の生きがいを作るための「心の復興」事業 ・生活支援相談員の配置による被災者への見守り・生活相談等 等の自治体の取組について、事業の進捗に応じた支援を継続することとしている。 引き続き、被災地の状況の丁寧な把握に努め、きめ細かな支援を行っていく。

○ 水産業については、2022 年 3 月に閣議決定された「水産基本計画」に即し、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化実現のための各般の施策を実施したところ。

これまで被災地域では、漁港施設、漁船、養殖施設等の復旧はほぼ完了したが、近年のサケ、サンマなどの不漁の影響もあり、2022 年時点での岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場における水揚げの回復状況は、水揚量で 56%、水揚げ金額で 78%となっている（震災前年比）。

特に福島県の沿岸漁業、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業については、原発事故の影響で水揚げが震災前の 2 割程度に留まっており、これらの漁業について、水揚量を震災前の 5 割以上に回復させる取組を行っているところである。

そのほか、水産関係の風評対策としては、

- ①風評を生じさせないため、水産物のトリチウム検査を強化し、これまでの検査より、さらに短時間で検査が行える手法を導入し、翌日又は翌々日に分析結果を公表するとともに、
- ②生産・加工・流通・消費それぞれの段階における各種支援策を講じた。

これらの施策を 2023 年度以降も継続して実施していくことで、水産業の振興を図る取組を進めていく。

○ 観光については、全国旅行支援などによる観光需要の喚起に取り組むとともに、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業など、様々な施策を総合的に講じることにより、被災地の観光振興に向けた取組を支援している。東北 6 県の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に落ち込んでいたものの、2023 年 4 月には、震災前年（2010 年）の同月を大きく上回る水準（317%）となった。

さらに、観光関係の風評対策としては、福島県が実施する滞在コンテンツの充実・強化、受入環境整備、プロモーションの強化等の取組を支援している。加えて、2022 年度より、ALPS 処理水の海洋放出による風評が特に懸念される岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の市町村等において、トイレ棟のバリアフリー化の取組など、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を支援している。なお、2023 年度に 3 地域の海水浴場が国際環境認証制度であるブルーフラッグ認証を取得した。

○ 産業については、岩手県、宮城県及び福島県の製造品出荷額等について、震災の影響により、2011 年に大幅に減少したが、2014 年には概ね震災前の水準まで回復した。また、2020 年の製造品出荷額等は、震災前年（2010 年）と比較して、全国は 104%、岩手県は 119%、宮城県は 122%、福島県は 94%となっている。

		○ 移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等に向けては、地方創生の施策をはじめとする政府全体の施策の総合的な活用が重要と認識している。 また、復興の取組と地方創生施策等の一般施策との連携を図っており、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても、東日本大震災の被災地における地域の活性化等に言及されているところである。 ○ 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）での復興にかかる情報発信については、2023 年 6 月の第 6 回国際博覧会推進本部で決定した、2025 年大阪・関西万博アクションプラン Ver. 4 において、 ・未来社会・フューチャーライフに向けた被災地の復興や人・地域の魅力の情報発信 ・被災地から生まれる未来社会に向けた創造的復興（Creative Restoration）の発信 を盛り込んだところである。 また、2023 年 10 月 30 日～31 日には、G7 貿易大臣会合の機会に合わせ、プレス等を浜通り地域へ招待するツアーを実施した。 引き続き、大阪・関西万博において、復興への支援に対する感謝の思いや、被災地の姿を世界に発信できるよう、被災地の自治体や関係機関等と連携しつつ、展示・イベントの内容案等について検討を進めていく。 ○ 復興庁において、2022 年度に「教訓継承事業」を新設。将来の大規模災害に生かせる教訓等を提示するため、発災から 10 年間の政府の復興政策について、関係省庁とも連携して振り返りを行い、有識者会議（2022 年 10 月より全 4 回）を経て、2023 年 8 月にとりまとめを公表した。また、2023 年度においては、被災者等にインタビューを行い、生活復興等に係る知見を収集・整理する予定である。 ○ 東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承するため、 ・各地の伝承館等の協力のもと「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」（2021 年度復興庁）の展示等を行い、2023 年 6 月には、海外にも広く知見を展開するため、当該「教訓・ノウハウ集」の英訳版を作成・公表し、ウクライナや、同年 2 月に大地震に遭ったトルコ・シリア両国の駐日公館に提供したほか、各国の在外公館等に周知 ・震災伝承をより効果的・効率的に行うために国土交通省・被災 4 県 1 市と連携して、東日本大震災の実情や教訓の理解を促進できる伝承館や遺構、追悼・祈念施設等を「震災伝承施設」として登録・ネットワーク化する「3.11 伝承ロード(※)」の推進 ・震災伝承施設やモデルコース等を掲載したガイドブックを発行・
--	--	--

		公表（2023 年 3 月復興庁）し、あわせて教育機関や観光団体へ配付するなどの情報発信 などに取り組んでいるところである。 （※）震災伝承施設をネットワーク化し、防災に関する「学び」や「備え」を国内外に発信することで、震災を風化させず、後世に伝え続けていく取組 引き続き、被災地の自治体や関係機関等と連携し、震災の記憶や教訓を継承する取組を推進していく。 （参考）各県の代表的な伝承施設の累計来館者数 【岩手県】東日本大震災津波伝承館（いわて TSUNAMI メモリアル） （2019 年開館）：878,844 人（2023 年 10 月 31 日時点） 【宮城県】みやぎ東日本大震災津波伝承館（2021 年開館） ：94,444 人（2023 年 3 月 31 日時点） 【福島県】東日本大震災・原子力災害伝承館（2020 年開館） ：200,000 人到達（2023 年 6 月 9 日時点）
--	--	---